



第 62 回全国七大学総合体育大会 ヨット競技

裁量ペナルティー ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、そのペナルティーはゼロ点（ペナルティーなし）からDNE（除外できない失格）の範囲に及びます。ペナルティーの決定に、プロテスト委員会はこのガイドラインを用います。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 – 10% （中点 5%）
 - バンド 2: 10 – 30% （中点 20%）
 - バンド 3: 30 – 70% （中点 50%）
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか？
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもつともな理由があったか？
 - (c) 競技者は、違反を自らプロテスト委員会に報告したか？
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者がその違反行為の原因になったか？



8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか？
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
 - (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.2に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれません。
 - (a) 「DPガイドに基づき、出発点を●●%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - (d) 「ペナルティーは●●%とし、[当日のすべてのレースに]または[第●レースに]適用される。」
12. 裁量ペナルティーの出発点の基準となる得点について
裁量ペナルティーの出発点の基準となる得点は、参加艇数とします。



表1 規則違反と対応するバンド

公示14	安全対策		
	公示14.1	レース中曳航用ロープを搭載しなかったことにもっともな理由がある もっともな理由がなかった	1-2 3-4
指示3	コミュニケーション		
	指示3.2	緊急時以外に定められた規則を遵守しなかったことにもっともな理由がある もっともな理由がなかった	1-2 3-4
指示5	行動規範		
	指示5	定められた規則を遵守しなかったことにもっともな理由がある もっともな理由がなかった	1-2 2-3
指示6	陸上で発せられる信号		
	指示6.2	出艇した(艇を水面に浮かべることを含む) 捜索が発動した、または発動する可能性があった	2 3-4
指示21	装備と計測のチェック		
	指示21.2	指示に従わなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1 3



表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

違反行為が危険を及ぼす可能性があったか？	
いいえ。	1
及ぼす可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
その艇が、競技上の有利を得ていないことを証明できますか？	
はい、有利を得た可能性はなかった。	1
いいえ、有利を得た可能性はあったが、確かではない。	2-3
いいえ、有利を得た。	4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？ (注:スポーツの名誉を傷つけ可能性があるとプロテスト委員会が判断し、特に他の規則が適用されない場合、規則 69 に基づく処置を検討する。)	
いいえ。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
はい。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく処置を検討する。)	4
その違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
いいえ。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4



裁量ペナルティー ガイドライン(支援者・支援艇)

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲は支援者・支援艇に与える場合には、警告から規則69(不正行為)に基づく処置までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. プロテスト委員会は、規則60.3(d)、64.5に基づき、支援者・支援艇の規則違反を理由に関係する艇にペナルティーを与えることができます。艇に与える場合はゼロ点(ペナルティーなし)からDSQ(失格)までです。ペナルティーはこのガイドラインに沿って決定されます。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。不正行為の場合、支援者と支援艇に対するペナルティーは規則69に従って決定されます。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、規則違反に対するレベルが示されています。表2は、関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合の規則違反に対するバンドが示されています。
5. 支援者・支援艇にペナルティーを与える場合は、次の5つのレベルに分けられます。

レベル 1: 警告

レベル 2: その支援者または支援艇を1レース以上、出艇させない

レベル 3: その支援者または支援艇を1日以上、出艇させない

レベル 4: その支援者または支援艇を1日以上、大会会場に入れない

レベル 5: その支援者または支援艇を大会期間中の大会会場に入れない。

および/または規則69に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

関係する艇にペナルティーを与える場合は、次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)

バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)

バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)

バンド 4: DSQ



6. まず、表1と表2を用いて、どのレベル/バンドに相当するかを決定します。決定したレベル/バンドの midpoint をペナルティー決定の出発点とします。次に、レベル/バンド内でのペナルティーの増減やレベル/バンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか？
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
 - (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか？
 - (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
 - (b) 違反を隠そうとしたか？
 - (c) 誰かに迷惑をかけたか？
 - (d) 支援者は更なる違反を犯したか？
9. プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることができます。
10. 艇にペナルティーを与えると決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) その違反が競技上の優位性に影響を与えた場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) その違反が競技上の優位性に影響を与えない場合には、規則64.1に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれません。
 - (a) 「DPガイドに基づき、出発点を●●と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」



- (c) 「●●であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) (支援者または支援艇にペナルティーを与える場合)
「ペナルティーは●●とする。」
(関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合)
「艇のペナルティーは●●とし、[当日の全レースに]または[第●レースに]適用する。」

表1 規則違反と対応するレベル

支援艇		レベル
公示13	大会本部に届け出た上で標識を付けたが紛失した	1-2
	大会本部に届け出たが標識を付けなかった	3-4
	大会本部に届け出ることなく支援艇を用いた	5
指示23.1	立ち入り禁止区域の外に留まらなかった。	3
	レース中の艇を妨害した	3-5
指示23.2	識別旗を指示通り掲揚していたが紛失した	1-2
	識別旗を指示通り掲揚していなかった	3-4
指示23.3	救助要請無線を聴取せず救助活動をしなかった	1-3
	救助要請無線を聴取したが救助活動をしなかった	1-5
指示23.4	V旗掲揚時以外にレース委員会の無線を傍受した	1-5



表2 艇へのペナルティーを決定するための一般的な質問とバンド

その艇は、競技上の有利を得たか？	
有利を得る可能性はない。	1
有利を得る可能性がある。	2-3
はい、明らかに有利を得た。	4
プロテスト委員会が事前の審問に続いてペナルティーが課せられる可能性があるとして書面でその艇に警告した後、支援者または支援艇が更なる違反を犯した。 その違反行為により損傷または負傷が発生する可能性はあったか？	
いいえ。	1
及ぼす可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
その違反行為により安全性が損なわれる可能性があったか？	
いいえ。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？	
いいえ。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4

2023年7月12日

プロテスト委員長
浅田 素之